

高松市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成17年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び高松市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年高松市規則第60号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。以下この要領において、「自立支援医療」は、自立支援医療のうち育成医療・更生医療を、「指定自立支援医療機関」は、育成医療・更生医療を担当する指定自立支援医療機関をさすものとする。

（指定申請）

第2条 法第59条第1項の規定に基づく指定の申請は、病院又は診療所にあつては細則様式第22号、薬局にあつては細則様式第23号、指定訪問看護事業者等にあつては細則様式第24号に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、担当しようとする医療の種類ごとに行うものとする。

第3条 申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記しなければならない。特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があつたものとして取り扱う。

（変更等の届出）

第4条 法第64条の規定に基づく変更の届出、省令第63条の規定に基づく医療機関の業務の休止・廃止・再開及び処分の届出は、細則様式第25号に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（指定の更新の申請）

第5条 法第60条第1項の規定に基づく指定の更新の申請は、病院又は診療所にあつては細則様式第27号、薬局にあつては細則様式第28号、指定訪問看護事業者等にあつては細則様式第29号に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、担当しようとする医療の種類ごとに行うものとする。

（審査等）

第6条 第2条及び前条の規定による申請に係る審査並びに第4条の変更届出事項の確認については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

なお、第2条及び前条の審査並びに第4条の確認（主として担当する医師、歯科医師及び管理薬剤師の変更に係るもの。）に当たっては、高松市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聴くものとする。

(1) 原則として、現に自立支援医療の対象となる身体障害者の治療を行っており、かつ、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うのに十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。また、患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについても体制が整備されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること、又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により、適切な訪問看護等が行える事業所であること。そのために、必要な職員を配置していること。

(3) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

イ それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

ウ 適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院並びにそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、ア及びイに掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、自立支援医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(指定等の通知)

第7条

- 1 指定年月日は、原則として、当該指定の決定をした日の属する月の翌月の1日とする。
- 2 市長は、指定自立支援医療機関の指定又は更新の可否について決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更が不相当と認めるときは、その旨を申請者に通知し、他の医師又は薬剤師に変更するよう指導をするものとする。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）で示された様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。